

○横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抄）

平成12年 2月25日

条例第 1 号

横浜市の保有する情報の公開に関する条例をここに公布する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（会議の公開）

第31条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

（平23条例50・令4条例41・一部改正）